

新収「井下家文書」の翻刻と紹介

和田秀作

平成三十年度、井下（いのした）家の御子孫から「井下家文書」の寄託を受けた。この文書群は、山口県と関わりの深い毛利氏や吉川氏に関係する戦国期の文書が中心である。それに加え、隣県の島根県の歴史を紐解く上でも重要な内容を含んでいるので、ここに翻刻・紹介しておきたい。

井下氏は、系図によれば藤原姓で、大宰少貳経房の末裔である原経直の子経兼に始まる。石見国邑智郡市山（現、島根県江津市桜江町）を本拠とする土豪であり、「市山衆」の一員として、戦国期には当地を支配していた有力国人の福屋氏に従っていた^①。のち安芸毛利氏の勢力が当地に及ぶと、毛利元就次男の吉川元春の傘下に入った。関が原合戦後、毛利氏（や吉川氏）が防長両国に移封されると、主家と共に周防国岩国（現、山口県岩国市）に移り、江戸時代は吉川氏家臣（岩国藩士）^②として活動した。岩国藩の「藩中諸家古文書纂」^③（岩国徴古館所蔵）には井下家が二家あるが、「井下祥蔵家」がこの家に当たる。

さて、井下家文書には、井下家に伝来した天文五年（一五三六）から幕末までの文書や系図、収納箱が合計で二五点含まれている（後掲表1）。井下家伝来の古文書写の一部は、既に前述の「藩中諸家古文書纂」に収録されているが、これと重複するものは三点のみである。言い換えれば、これ以外はこれまで存在の知られてない、いわゆる新出の文書と考えられる。

内容的な特色は、江戸時代の系図と沙汰書を除くと、井下氏が、戦国期に主家と仰いだ福屋氏及び吉川氏（含む家臣）から与えられた文書からなる点にある。具体的には、福屋氏及び吉川氏から土地などの権益を保障あるいは新たに認められたものが大半を占めている。また、すべて未成巻の状態であることから、古文書学的な研究素材としての価値も高い。

以下、個別の文書について、若干説明を加えておきたい。

一号文書は、天文五年（一五三六）に福屋止兼が、井下氏の訴えを受け入れて、原経直の旧領を井下千若に与えたものである。

福屋氏は本姓藤原で、石見国に盤踞した御神本（みかもと）氏の一族であり、益田氏の庶子家に当たる。石見国那賀郡福屋郷（現浜田市）を本貫地とし、室町・戦国時代に石見国有力国人領主の一つとして活動する。正兼は当時の福屋氏当主で、この後石見国の沿岸部へ積極的に勢力を広げていく^④。

また、本文に見える原経直と宛所の井下経兼・千若は親子に当たる。何らかの理由で失った父親の旧領を、その子息らが福屋氏へ訴えて、改めて給分として確保することに成功したものであろう。本文書は、戦国期の井下氏の動静及び福屋氏との関係がはじめて確認できる史料であり、数少ない福屋正兼の発給文書の正文としての価値もある^⑤。

一号文書は、天文十七年（一五四八）に福屋正兼が、原経直が福屋氏から与えられた給分を井下又七と契約することを認めたものである。

本文に見える井上又七と宛所の一人「同（原）又七」とは同一人物と考えられる。系図によると原経直の曾孫である信房の仮名が又七であるが、年代を考慮すると、本文書の又七と信房とは別人の可能性も高い。信房の父（原経直の孫）にあたる朝兼や一号文書に名前が見える「千若」と同一人物の可能性もある。いずれにせよ、井下氏が原氏から分かれたのは比較的新しく、近い血縁

関係にあるため、両氏は福屋氏からはまだ同一の家と認識されていたのであろう。瀧蔵寺については福屋氏や原氏・井下氏と関わりの深い寺及びその僧侶と思われるが、寺の宗派・所在地や僧の経歴等は不明である。

なお、本文書の福屋正兼の花押は、一号文書のそれとはやや異なっており、某年八月三日に安芸厳島神社の造宮を担当する大願寺の依頼に応じて檜皮を調えることを約束した「正兼」なる人物の花押と同型である^⑥。このような国の枠を超えた活動は、福屋氏権力の性格や、芸石両国の結びつき^⑦、安芸厳島神社の信仰圏の拡がり等々を考える上での貴重な事例となろう。

三号文書は、天文二十三年（一五五四）に福屋隆兼が、原（井下）朝兼の「馳走」を褒め、その褒美として五反の土地を与え、今後の働きによっては加増する旨を伝えたものである。

福屋隆兼は、遅くとも天文十九年（一五五〇）には、正兼に替わって福屋氏当主として活動をはじめており^⑧、妻は吉川国経の娘なので、毛利元就の義弟に当たると見られる。隆兼は、天文二十三年五月に毛利氏と大内氏・陶氏が断交すると、ほどなく毛利氏に従うので、本文書は福屋氏が毛利氏の陣営に属してまもない時期のものとして推測される。なお、福屋隆兼のちに毛利氏から離反し、出雲尼子氏の傘下に入るが、最終的には吉川氏の攻撃を受けて没落

した。

四号文書は、毛利元就・吉川元春父子が、市山衆の愁訴を承知したので、馳走の程度を報告するように井下朝兼と寺本伊賀守兩人に伝えたものである。市山衆とは、石見国邑智郡市山（現、島根県江津市桜江町）を本拠とする土豪たちであり、具体的には井下・寺本・河辺・門田・米原氏らを指している⁽⁹⁾。

永祿四年（一五六一）に福屋氏が毛利氏から離反すると、毛利氏は福屋氏方の城に攻撃を加えると共に、福屋氏配下の土豪層の切り崩しを図った。井下氏ら市山衆も、毛利方から誘いを受け、同年十二月初めに、毛利方に寝返れば「扶持」を加える旨の起請文を吉川元春から取り付け、さらに忠義を尽くせば、福屋氏の時の倍の領地を与えるという好条件を引き出した⁽¹⁰⁾。四号文書はこのときに出されたものであり、井下朝兼と寺本伊賀守の両名が市山衆を代表して吉川氏と交渉したことを示すものと思われる。

五号文書は、吉川元春が井下経兼ら市山衆から戦勝の報告を受け、その労をねぎらったものである。系図によれば、井下経兼・朝兼は親子であり、寺本玄蕃允と岡本大藏丞は、朝兼の女婿にあたる。

なお、この文書に据えられている吉川元春の花押は永祿四〜五年に使用されるものであり⁽¹¹⁾、井下氏らの市山衆が吉川氏の傘

下に入ったのが永祿四年末であることから、本文書は永祿五年のものと考えられる。

六号文書は、吉川元春が井下朝兼へ宛て一種を贈られたことへの礼を述べたものである。年代は、元春の花押の形状から天正七〜十四年（一五七九〜八六）頃のものと考えられる⁽¹²⁾。

七号文書は、吉川元春が井下朝兼へ宛てたものであるが、第二紙のみで、本紙を欠いているため詳細は不明である。

八号文書は、吉川氏家臣の山県就次と粟屋春国が連署して、去年元春が石見国邑智郡日和（現、島根県邑南町）において与えた文書に従って、稲光内蔵大夫一跡を裁判するように井下朝兼に伝えたものである。稲光内蔵大夫については不明だが、石見国那賀郡稲光本郷（現、浜田市旭町本郷か）を本貫とする福屋氏被官の稲光氏と関わりのある人物と思われる。

年代は、山県就次と粟屋春国の活動期間から、永祿五年（一五六二）〜元龜二年（一五七二）頃のものと考えられる。なお、本文書からこれまで知られていなかった粟屋源三の実名が春国であることが判明する。

九号文書は、山県就次が、日和村内にある拘所の替地を求めた井下朝兼の要望を吉川元春に披露して、聞き届けられた旨を伝えるものである。年代は、山県就次の活動期間から永祿五年（一五

六二）〜元龜二年（一五七二）頃のものと考えられる。

なお、この一件には山県就次が関与している点が注目される。

山県就次は、毛利元就から吉川元春を補佐するためにつけられた人物である。彼は、元春の出陣には側近くに仕え、元春在城中には妻子と共に日山城内に居住する傍ら、吉川氏と毛利氏、国人、寺社との連絡・調整に当たっていた（13）。このような彼の役割と八号文書の日下署判も山県就次であったことを勘案すると、この頃の井下氏の要望を元春へ取り次ぎ、反対に元春の意思を井下氏に伝える吉川氏側の窓口は山県就次であったと考えられる（14）。

一〇号文書は、岩国藩が元文元年（一七三六）に隠居した井下氏（15）に対して、武芸特に難波一甫流（16）を指南して門弟を育てた功績により、「老人扶持」の養料を一生涯与えたものである。藩政期の井下家は、岩国藩の大組に属し、石高はおおむね三〇〜三九石程度であった。安政三年（一八五六）の段階では、三九石の内三五石分を祖生村（現、岩国市）で給地として与えられている。家紋は「藤之丸二一久」あるいは「丸二井の字」を用いていたという（17）。

註

（1）佐伯徳哉「戦国期石見国における在地領主支配と地域経済秩

序（益田氏庶流）福屋氏の発展・滅亡過程を中心に」（『ヒストリア』一三五号、一九九二年）。

（2）岩国の吉川家が正式に藩となったのは、明治元年（一八六八）のことであるが、本稿では、藩政期における吉川氏の支配領域及び支配機構を「岩国藩」と称することとする。

（3）「藩中諸家古文書纂」は、文政六年（一八二三）から翌年にかけて、岩国藩が家臣から伝来の古文書写しを提出させ、それらを手を加えずに、いろは順に綴じたものである。

（4）正兼の生没年や家督を継いでいた正確な時期は不明であるが、天文五年〜十七年頃活動が確認できる。また実名の「正兼」は、周防大内氏の偏諱である「正」字と御神本氏一族の通字である「兼」字を組み合わせたもので、大内氏の影響下にあったと考えられる。なお、以下福屋氏に関する記述で典拠を明記していないものは、渡辺世祐監修『毛利元就卿伝』（マツノ書店、一九八四年）及び註（1）所引佐伯論文による。

（5）管見では、福屋正兼の発給文書は井下家文書の二点を加えても八点にすぎない。

（6）「大願寺文書」二九三号（『広島県史古代中世資料編Ⅲ』一三九八頁）。

（7）この問題、特に芸石の交通路については、秋山伸隆「室町・戦国期における安芸・石見交通」（『史学研究』二二八号、一

九九七年）を参照のこと。

(8) 「石見岡本家文書」。なお実名の「隆兼」は、大内義隆の偏諱と御神本氏一族の通字を組み合わせたものである。

(9) 「藩中諸家古文書纂」 井下孫左衛門。

(10) 「藩中諸家古文書纂」 井下孫左衛門。

(11) 吉川元春の花押については、木村信幸「吉川元春の花押変改について」(二〇〇〇～二〇〇二年度科学研究費補助金基盤研究(c)) (2) 研究成果報告集『戦国期大名毛利氏の地域支配に関する研究』(研究代表者長谷川博史、二〇〇三年) 参照のこと。この花押は、木村編年のⅡb型に当たる。なお、吉川元春の花押及び、吉川氏家臣の活動期間については木村信幸氏から御教示を得た。

(12) 木村編年のⅢc型に当たる。

(13) 中世遺跡調査研究報告第4集『史跡吉川氏城館跡に係る中世文書目録』(広島県教育委員会、二〇〇二年)。

(14) 少なくとも大内氏や毛利氏の場合、奉書の日下署判者は、その案件や宛所の担当者であることが多い。

(15) 系図では、貞享三年(一六八六)に家督を嗣いだ朝茂が隠居し、次の豊茂が家督を嗣ぐのは宝暦八年(一七五八)のこととされる。つまり、元文元年(一七三六)に隠居した人物は見当たらぬ。しかし、朝茂の家督期間が七三年に亘ることになる

ので、この間家督を嗣いだ人物がいたとしても不思議ではない。

(16) 難波一甫流とは、難波一甫斎久永が始めた捕手術、剣術、杖術、腰廻、捕縄術等の総合武術で、安芸国南部などで広く修業された。

(17) 「岩国分限帳」(毛利家文庫25吉川事23)、系図。

凡例

一、字体は、常用漢字や人名用漢字は新字体にあらためた。それ以外の漢字(いわゆる表外漢字)や一部の変体仮名には、原文の字体を残したものもある。

一、人名注・地名注は()で示し、地名注は旧国名+旧郡名を付した。

一、原文の欠損などで、字数が不明な場合は□で示した。

『付記』

当館への井下家文書の寄託に当たっては、埼玉県立文書館の高田智仁氏と新井浩文氏(当時)に色々と御高配を賜りました。ここに記して御礼申し上げます。

井下家略系図

(表 1 No. 11 の系図を基に作成)

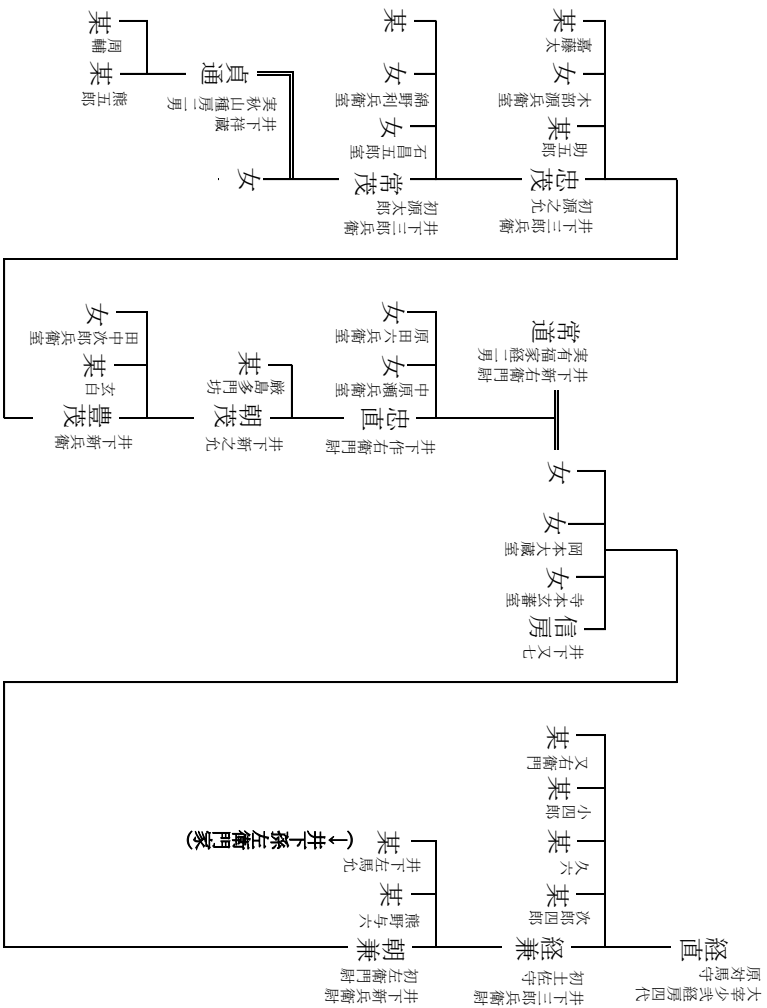


表1 井下家文書目録

N	文 書 名	年 月 日	宛 所	形態	数量	備 考
1	福屋正兼宛行状 (原対馬守先給扶持)	天文5年[1536]7月 29日	井下三郎兵衛尉(経 兼・同千若	状	1	
2	福屋正兼安堵状 (給分契約心得)	天文17年[1548]5月 24日	原対馬守(経直)・ 同又七	状	1	
3	福屋隆兼感状 (於諸口馳走神妙)	天文23年[1554]8月 22日	原新兵衛尉(朝兼)	状	1	
4	毛利元就・吉川元春連署書状 (市山衆惣中 愁訴承知)	永祿4年[1561]12 月12日	井下新兵衛尉(朝 兼)・寺本伊賀守	状	1	捺封墨引あり、藩中諸家古文書集2 井下洋蔵及び藩中諸家古文書集11 寺本助右衛門所収
5	吉川元春書状 (某元太利之段本望)	永祿5年[1562]7月 11日	井下三郎兵衛(経 兼) [ほか]3名	状	1	下部一部欠損、捺封墨引あり、藩 中諸家古文書集2井下洋蔵所収
6	吉川元春書状 (一種到来祝書)	(年未詳)10月29日	井下新兵衛(朝兼)	状	1	切封墨引あり、本紙欠
7	吉川元春状第二紙		井下新兵衛尉(朝 兼)	状	1	
8	吉川氏家臣連署書状 (稲光内蔵大夫一跡裁 判肝要)	(年未詳)3月11日	井下新兵衛尉(朝 兼)	状	1	捺封墨引あり
9	山奥就次書状 (於日和村其方抱所可被替 遣)	(年未詳)10月21日	井下新兵衛尉(朝 兼)	状	1	端裏捺封墨引あり
10	岩国藩府沙汰書 (武芸指南神妙につき老人 扶持養料下置)			状	1	前欠
11	井下家系図 (経兼～熊五郎)	安政3年[1856]		継紙	1	
12	井下家系図 (経兼～周太郎)			冊	1	コピー
13	井下家系図断簡 (経兼)			状	1	コピー
14	従福屋殿感状式通 元就様元春様御書四通 付 白山県木工助栗屋源三之添状式通 井下新之九			木箱	1	
15	福屋殿御書感状四通			木箱	1	

井下家文書

一 福屋正兼宛行状

（経直）
原対馬守先給依愁訴、末子千若為給分扶持候、彼在所目錄
（石見國高智郡）
等自矢上所可遣候、以此旨無相違可知行者也、仍為後日如件、

天文五年

七月廿九日

正兼（花押）

（経兼）
井下三郎兵衛尉とのへ

同 千若とのへ

二 福屋正兼安堵状

給分之儀、以瀧藏寺愁訴分別候、然間以後事、井下又七可契
約之由、得其心者也、仍如件、

天文十七年五月廿四日

正兼（花押）

（経置）
原対馬守とのへ

同又七とのへ

三 福屋隆兼感状

於近年諸口成馳走候、神妙之至候、五反先令扶持候、弥依
心懸可相加者也、仍如件、

天文廿三年八月廿二日

隆兼（花押）

（朝兼）
原新兵衛尉とのへ

四 毛利元就・吉川元春連署書状

（石見國高智郡）
市山衆惣中愁訴之事、銘々具被申候、承知候、各弥々馳走之
浅深被相計、為両人被申候者、無余儀可申付候、為此企一通
候、恐々謹言、

（永祿四年）
十二月十二日

元就（花押）

元春（花押）

（松封ウハ書）
「（墨引）」

（朝兼）
井下新兵衛尉殿
寺本伊賀守殿

元就

「

五 吉川元春書狀（折紙）

其元太利之段、注進候、本望此事候、殊各一入粉骨之儀無比類候、何も爰元帰陣之時可申聞候、謹言、

（永禄五年乙）

八月十一日

元春（花押）

井下三郎兵衛殿

（朝兼）

同新兵衛殿

寺本玄蕃允殿

岡本大藏丞殿

七 吉川元春書狀第二紙

（第 紙切封ウハ書）

（墨引）

井下新兵衛尉殿

（朝兼）

元春「

○本文書は、本紙を欠いている。

八 吉川氏家臣連署書狀

稻光内藏大夫一跡之事、去年於日和表御一行被遣候、以其辻

（石見国隠智郡）

ヲ只今可有裁判儀肝要候、何も重々可申談候、恐々謹言、

（山県）

三月十一日

就次（花押）

（雲南）

春国（花押）

（松封ウハ書）

一種到来祝着

（森脇）

森四兵所可申候、謹言、

十月廿九日

元春（花押）

（松封ウハ書）

（朝兼）

「（墨引） 井下新兵衛殿

もと春」

（墨引） 井下新兵衛尉殿

（朝兼）

山県木工助
栗屋源三

まいる

就次

新収「井下家文書」の翻刻と紹介（和田）

九 山県就次書状

〔端裏捻封ウハ書〕

山木工

〔墨引〕 井下新兵衛尉殿
まいる

就次

「

〔石見国高智郡〕

於日和村其方抱所之事、内々在所程近候間、御給分之内にて
相当被引易可被下之由、对我等承候、遂披露候、彼表御配之
時可被替遣被思召候、勿論吾等不可有由断候間、可心安候、
恐々謹言、

十月廿一日

就次（花押）

一〇 岩国藩府沙汰書

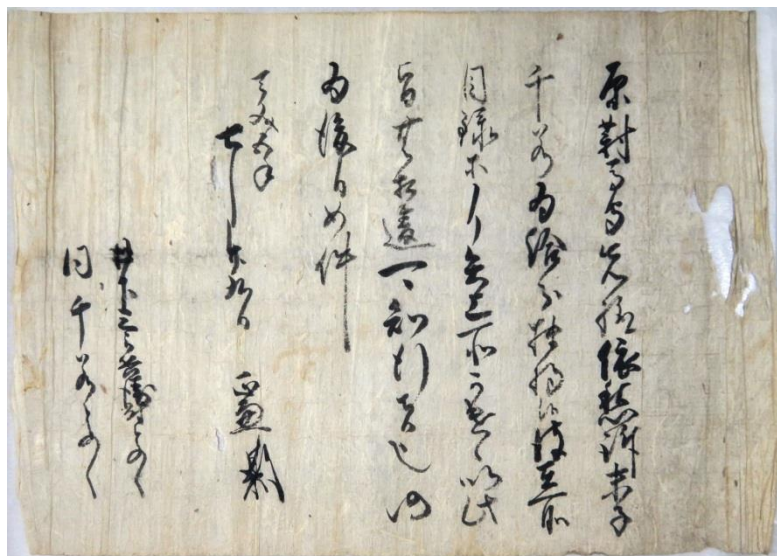
此者事 〔武芸相嗜殊ニ難波一甫斎一流腰之廻致指南

〔欠水〕

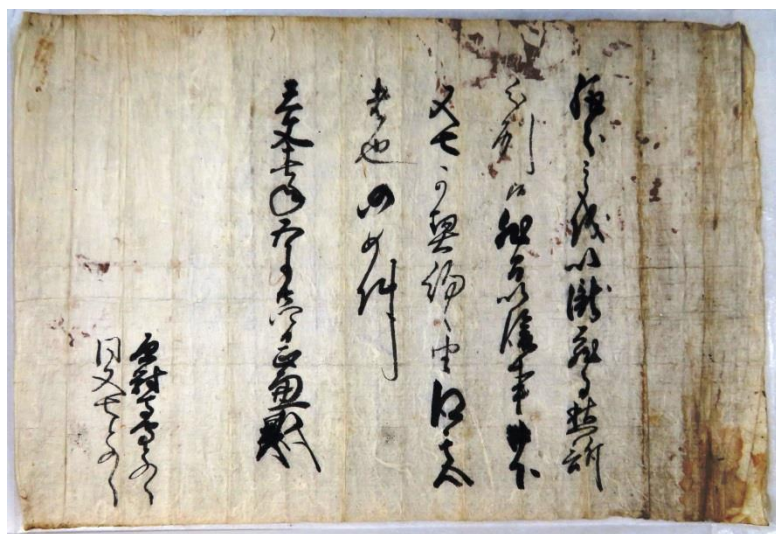
候、諸士中門弟二百人余、其内免許之弟子十四人有之由組筋
依申立、元文元年隠居之節、以

御意銀式枚拝領被仰付候、隠居之後至于今迄不怠指南仕由神
妙之儀、依之耄人扶持之御養料一生之間被下置候事、

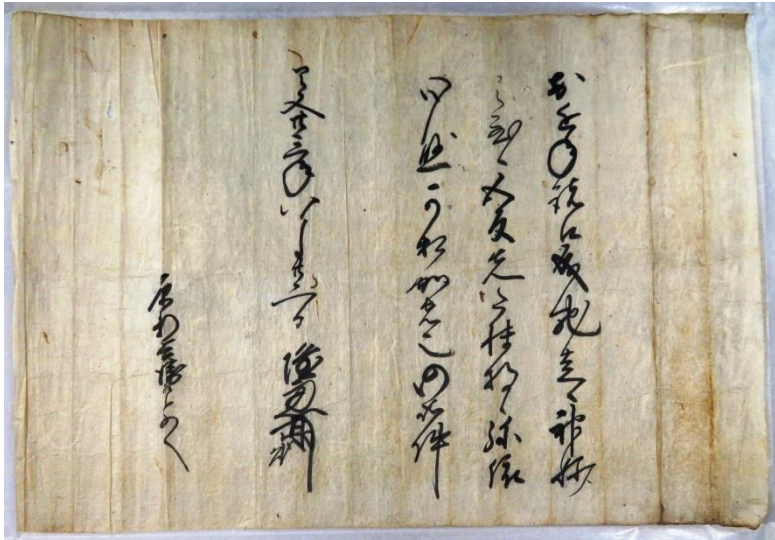
○本文書は、前欠と思われる。



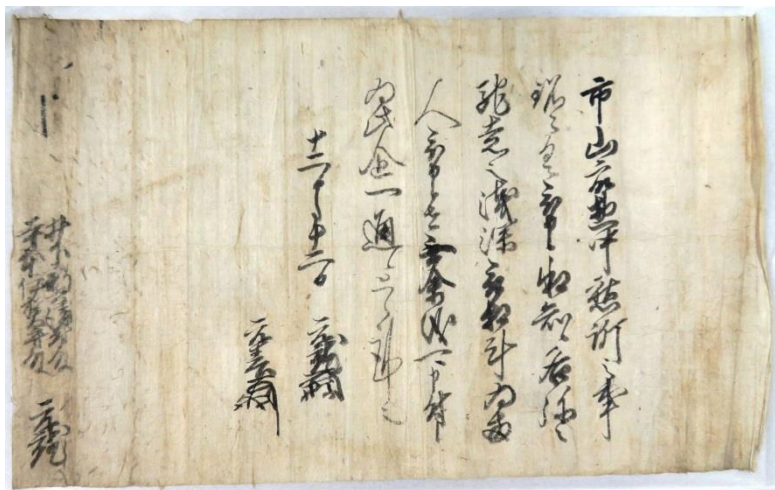
1 福屋正兼宛行状



2 福屋正兼安堵状



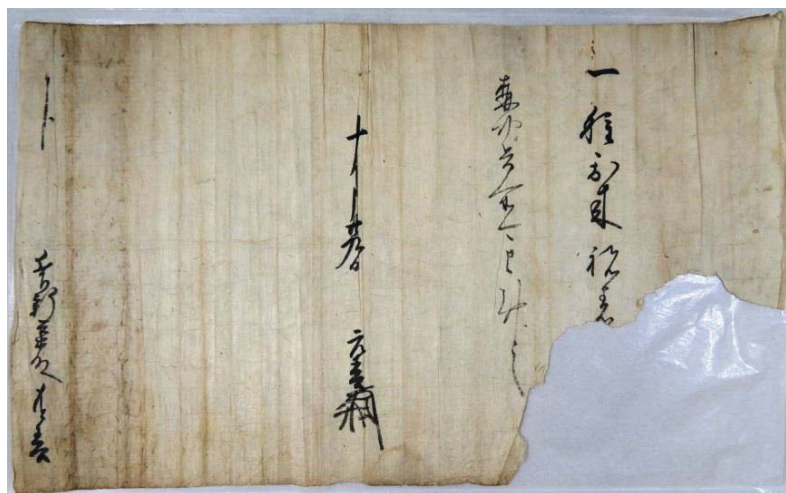
3 福屋隆兼感状



4 毛利元就・吉川元春連署書状



5 吉川元春書状



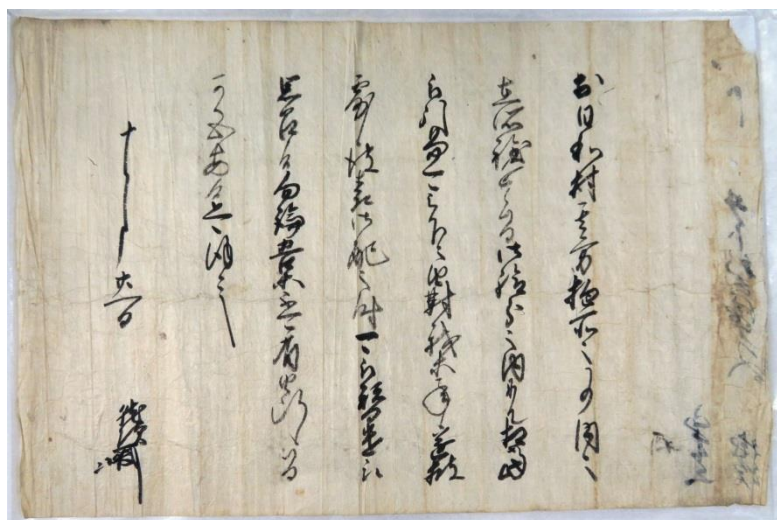
6 吉川元春書状



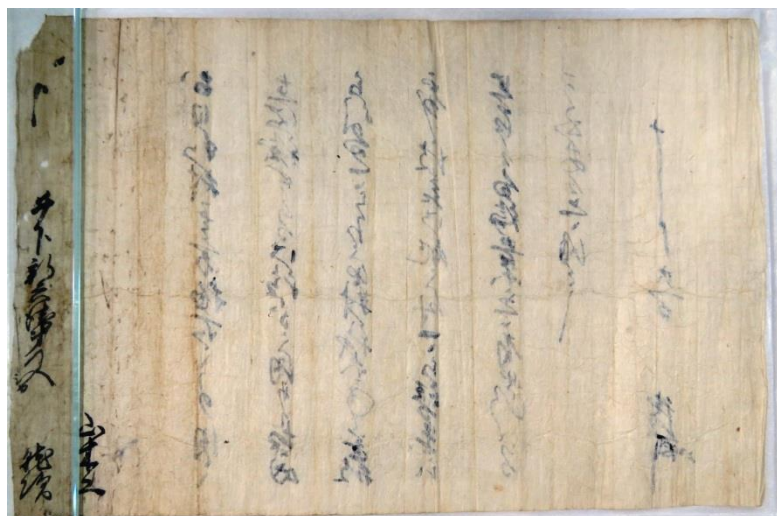
7 吉川元春状第二紙



8 吉川氏家臣連署書状



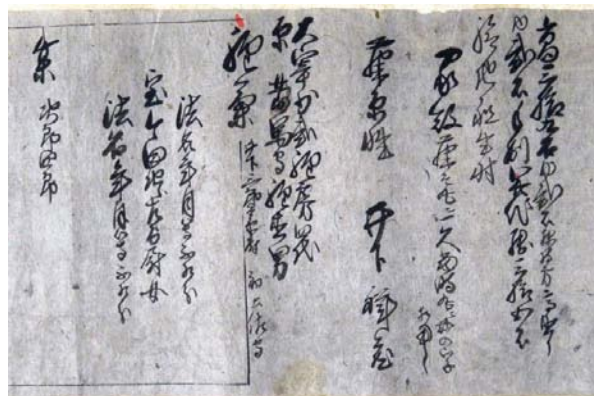
9-1 山県就次書状



9-2 山県就次書状



10 岩国藩府沙汰書



＜参考＞ 左:文書を収納していた木箱(Na.15)

右:井下家系図の一部(Na.11)